

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	公営住宅管理事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、公営住宅に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

広島県竹原市長

公表日

令和7年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>公営住宅を建設し、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。</p> <p>(1) 公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) (2) 公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定 (3) 入居後の収入状況報告に対する各種所得情報の照会 (4) 収入状況報告された各種所得情報に基づく家賃を毎年度ごとに決定し、入居者に通知 (5) 収入超過者に対する認定と通知 (6) 高額所得者に対する認定と退去請求の通知 (7) その他(住民票住居地と公営住宅住所とのマッチングを行い、公営住宅への不正入居者を検出するほか、出産・死亡等による世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用)。 (8) 家賃・敷金等にかかる徴収と滞納整理業務</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、公営住宅に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行</p>
③システムの名称	<p>(1)公営住宅システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1)公営住宅申請・認定ファイル (2)公営住宅収滞納ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)番号法第9条第1項及び別表27の項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供) なし(公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)</p> <p>(情報照会)</p> <p>(1)番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第55条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部 都市整備課
②所属長の役職名	都市整備課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市総務部総務課行政係 電話:0846-22-7719 FAX:0846-22-8579 E-mail:soumu@city.takehara.lg.jp
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市建設部都市整備課住宅建築係 電話:0846-22-7749 FAX:0846-22-8579 E-mail:toshi@city.takehara.lg.jp
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1) 1,000人未満(任意実施) <input type="checkbox"/> 2) 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 3) 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 4) 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 1) 500人以上 <input type="checkbox"/> 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> 1) 発生あり <input type="checkbox"/> 2) 発生なし
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠				
9. 監査				
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策		[9) 従業者に対する教育・啓発]		
<選択肢>		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】		[十分である]		
判断の根拠		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
特定個人情報等の適切な取扱いを行うために、eラーニングによる研修を受講している。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	3. 個人番号の利用	<p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の19の項</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)</p> <p>(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第18条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号</p>	<p>(1) 番号法第9条第1項及び別表第一の19の項</p> <p>(2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条</p>	事後	
平成29年5月31日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) なし (公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報紹介者)が「公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(31の項)</p>	<p>(情報提供) なし(公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)</p> <p>(情報照会) (1) 番号法第19条第7号及び別表第二の31の項 (2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第22条</p>	事後	
平成29年5月31日	5. 評価実施期間における担当部署①部署	建設産業部 都市整備課	建設部 都市整備課	事後	
平成29年5月31日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	有本 圭司	課長 西吉 八起	事後	
平成29年5月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	<p>郵便番号725-8666 竹原市役所 建設産業部 都市整備課 住宅係 住所:広島県竹原市中央五丁目1番35号 TEL:0846-22-7749 フax:0846-22-8579 E-mail:toshi@city.takehara.lg.jp</p>	<p>〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号 竹原市総務部総務課行政係 電話:0846-22-7719 FAX:0846-22-8579 E-mail:soumu@city.takehara.lg.jp</p>	事後	
平成29年5月31日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	<p>郵便番号725-8666 竹原市役所 建設産業部 都市整備課 住宅係 住所:広島県竹原市中央五丁目1番35号 TEL:0846-22-7749 フax:0846-22-8579 E-mail:toshi@city.takehara.lg.jp</p>	<p>〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号 竹原市建設部都市整備課住宅建築係 電話:0846-22-7749 FAX:0846-2-8579 E-mail:toshi@city.takehara.lg.jp</p>	事後	
令和1年5月22日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	課長 西吉 八起	都市整備課長	事後	
令和1年5月22日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	
令和3年9月24日	④情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) (1) 番号法第19条第7号及び別表第二の31の項	(情報照会) (1) 番号法第19条第8号及び別表第二の31の項	事後	
令和3年9月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の係数か	1,000人以上1万人未満 令和2年3月31日時点	1,000人以上1万人未満 令和3年3月31日時点	事後	
令和3年9月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	500人未満 令和2年3月31日時点	500人未満 令和3年3月31日時点	事後	
令和7年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>公営住宅法、住宅地区改良法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>公営住宅を建設し、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。</p> <p>(1) 公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等)</p> <p>(2) 公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定</p> <p>(3) 入居後の収入状況報告に対する各種所得情報の照会</p> <p>(4) 収入状況報告された各種所得情報に基づく家賃を毎年度ごとに決定し、入居者に通知</p> <p>(5) 収入超過者に対する認定と通知</p> <p>(6) 高額所得者に対する認定と退去請求の通知</p> <p>(7) その他(住民票住居地と公営住宅住所とのマッチングを行い、公営住宅への不正入居者を検出するほか、出産・死亡等による世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用)。</p> <p>(8) 家賃・敷金等にかかる徴収と滞納整理業務</p> <p>番号法の別表第2に基づいて、公営住宅に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	<p>公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>公営住宅を建設し、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。</p> <p>(1) 公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等)</p> <p>(2) 公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定</p> <p>(3) 入居後の収入状況報告に対する各種所得情報の照会</p> <p>(4) 収入状況報告された各種所得情報に基づく家賃を毎年度ごとに決定し、入居者に通知</p> <p>(5) 収入超過者に対する認定と通知</p> <p>(6) 高額所得者に対する認定と退去請求の通知</p> <p>(7) その他(住民票住居地と公営住宅住所とのマッチングを行い、公営住宅への不正入居者を検出するほか、出産・死亡等による世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用)。</p> <p>(8) 家賃・敷金等にかかる徴収と滞納整理業務</p> <p>番号法の別表第2に基づいて、公営住宅に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月6日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1)番号法第9条第1項及び別表第1の19の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条	(1)番号法第9条第1項及び別表27の項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条	事後	
令和7年1月6日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) なし(公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (情報照会) (1)番号法第19条第7号及び別表第2の31の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第22条	(情報提供) なし(公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (情報照会) (1)番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第55条	事後	
令和7年1月6日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号 竹原市総務部総務課行政係 電話:0846-22-7719 FAX:0846-22-8579 E-mail:soumu@city.takehara.lg.jp	〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市総務部総務課行政係 電話:0846-22-8579 FAX:0846-22-8579 E-mail:soumu@city.takehara.lg.jp	事後	
令和7年1月6日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号 竹原市建設部都市整備課住宅建築係 電話:0846-22-7749 FAX:0846-2-8579 E-mail:toshi@city.takehara.lg.jp	〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市建設部都市整備課住宅建築係 電話:0846-22-7749 FAX:0846-2-8579 E-mail:toshi@city.takehara.lg.jp	事後	
令和7年1月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	1,000人以上1万人未満 令和3年3月31日時点	1,000人以上1万人未満 令和6年3月31日時点	事後	
令和7年1月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	500人未満 令和3年3月31日時点	500人未満 令和6年3月31日時点	事後	
令和7年1月6日	IVリスク対策	項目追加	項目追加	事後	